

第21章 再補正した評価書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解

第21章 再補正した評価書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成 25 年 9 月 30 日付第 201300105089 号で通知された、再補正された環境影響評価書に対する鳥取県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1 貴組合の可燃物処理施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）において第 3 次報告書がまとめられるなど、処理方式等の詳細に関する一定の方向性が示されてきており、これらの内容に基づく環境影響を検証する必要があることから、提出済みの評価書における環境影響の変化の見込みについて明らかにすること。また、必要に応じて処理方式等詳細の決定に係るプロセスを修正すること。

事業者の見解

本組合は、平成 16 年度に「可燃物処理施設整備検討委員会」を設置して以降、可燃物処理施設整備計画について検討を重ねてきており、平成 25 年 3 月以降は新たに住民代表を委員に加えて委員会を拡充し、5 回に渡り計画中の可燃物処理施設の基本方針や基本仕様等について審議を行い、同年 8 月に、その検討結果をとりまとめた報告書（第 3 次報告書）が委員長から本組合管理者へ提出されました。

その概要については、「施設整備基本方針の策定」、「施設の基本仕様」、「事業実施方式について」の 3 項目となります。

このうち、環境影響評価に関連する項目としては、「施設の基本仕様」が挙げられ、その内容は、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質、処理方式について検討した結果が報告されました。

各項目の検討結果については次のとおりです。

（1）処理対象物

循環型社会の形成とごみの適正処理を推進するため、本事業の前提となる分別方法を中心としたごみ処理システムについて、環境保全性・住民利便性・経済性等といった多様な視点から幅広く検討した結果、処理対象物については、現行の収集可燃ごみ、事業系可燃ごみ、直搬可燃ごみ、し渣の 4 品目に軽量残渣、災害ごみの 2 品目を追加した 6 品目が適当であるとの報告を受けました。

(2) 施設規模

施設規模については、平成 21 年度までのごみ処理実績等に基づきこれまで 270 t/日の処理能力としてきましたが、圏域人口の減少傾向が継続すると見込んだこと、ごみ減量施策について市町と連携のうえ、具体的な減量化事業の推進や計画の立案を市町へ要請してその効果が継続すると考えられること、さらには災害ごみの処理計画を見直し、受け入れ余力を縮減したことにより、1 日当りの処理能力は 240 t が適当であるとの報告を受けました。

なお、ごみの減量化の取り組みとしては、処理施設内における環境学習等の啓発活動のほか、搬入ごみの分別チェックやごみ質の調査結果に基づくごみの減量化・リサイクルに必要な取り組みの要請を行うなど市町と連携し一層推進します。

(3) 炉数

施設規模の能力について、270 t/日から 240 t/日に変更したことに伴い、炉数について検討した結果、施設建設費、運営管理費、熱効率や他都市の事例などを考慮し、それまでの 3 炉構成（1 炉あたり 90 t/日）から 2 炉構成（1 炉あたり 120 t/日）が望ましいとの報告を受けました。

(4) 計画ごみ質

平成 21 年度以降の神谷清掃工場におけるごみ質分析結果等を用いて、処理対象物が変更された場合の計画ごみ質の分析を行った結果、高効率発電への適応が可能となるごみの低位発熱量（8,800kJ/kg）を満たすことが確認されました。

また、プラスチックごみを処理対象物から外したため、熱量が基準ごみベースで 9,790kJ/kg（提出済み評価書）から 9,200kJ/kg と低くなりました。

なお、汚れたプラスチックごみについては、住民負担の軽減、水環境への負担軽減を考慮して可燃物として、焼却発電のエネルギーとして利用することが適当であると報告を受けました。

(5) 処理方式

これまでの環境影響評価手続き（提出済み評価書）では、3 方式 5 種類（ストーカ方式、ストーカ+灰溶融方式、ガス化溶融方式（シャフト式、キルン式、流動床式））の方式で

検討を行いました。また、運転管理や採用実績等を再検討のうえ、2方式3種類（ストーカ方式、ガス化溶解方式（シャフト式、流動床式））の方式を今後の処理方式の選考評価の対象とすることが望ましいとの報告を受けました。

処理方式等の決定プロセスについては、提出済み評価書より時点更新のうえ、その詳細について「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-6頁及び評価書要約書6頁）に記載しました。

計画の一部変更に伴う環境影響評価の変化の見込みについては、表21-1(1)～(10)に示すとおりとします。

なお、処理方式決定後には、提出済みの評価書の予測評価結果と比較・検証を行い、環境影響評価条例の目的を達成するため、環境影響評価手続きで行った予測評価と同等の手続きを、本組合の責任において、実施する方針とします。

表 21-1(1) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}	
大気質	工事の実施	資材運搬車両等の走行	施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したことにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い資材運搬車両台数も概ね減少すると考えられます。 また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより施設規模は小さくなることから、資材運搬車両の走行に伴う排ガスによる環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。	△
		造成工事	施設の基本仕様において、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はないため、造成工事に係る粉じんの発生による環境影響は提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。	—
	施設の供用	廃棄物運搬車両等の走行	計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少するほか、施設規模を 270 t/日から 240 t/日に変更したことにより処理能力が減少するものの、現在稼働している圏域内の 4 施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両台数を算定していることから、廃棄物運搬車両台数に増減はないものと想定されます。 以上のことから、提出済み評価書内容と比較して車両走行に伴う排ガスによる環境影響の変化しないものとなります。	—
		施設の稼働（煙突排ガス）	煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）については、施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から 120 t/日）ものの、施設規模の縮小に伴い施設全体の排ガス量は減少することとなります。 また、提出済み評価書では、3方式のうち排ガス量が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより施設排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。 さらにごみ質の変更に伴い熱量が低くなることから、熱量と概ね比例するとされている排ガス量についても小さいものとなり、上記で述べた影響がより低減されるものと考えます。 最大着地濃度出現距離については、1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量の増加により排出熱量が増加することから、有効煙突高が大きくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地からやや遠ざかる（30m程度））。いっぽうで、ごみ質の変更に伴う排出熱量の低下により有効煙突高が小さくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや小さくなる（計画地にやや近づく（10m未満程度））ものと考えられます。 以上のことから、最大着地濃度の出現距離は若干大きくなるものの、最大着地濃度は小さくなることから、煙突排ガスによる影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。 なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3方式すべてのケースで予測評価を行っています。	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(2) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
騒音及び振動	資材運搬車両等の走行	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなることから、全体の資材運搬車両等台数のほか、予測時期とした建築・設備工事時期のピーク日における資材運搬車両等台数も概ね減少すると考えられます。</p> <p>また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、資材運搬車両等の走行に伴う騒音振動の環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	建設機械の稼働	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い、全体の建設機械台数は減少すると見込まれます。さらに、予測時期として設定した造成工事時期のピーク日台数については、造成計画に変更がないため、変わらないものとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、建設機械稼働に伴う騒音振動の環境影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	廃棄物運搬車両等の走行	<p>計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少するほか、施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことに伴い処理能力が減少するものの、現在稼働している圏域内の4施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両等台数を算定していることから、廃棄物運搬車両等台数に増減はないものと想定されます。</p> <p>以上のことから、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音振動の影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—
	施設の稼働	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、施設の稼働に伴う騒音振動の影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応”欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1 (3) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因	計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
悪臭	施設の供用	<p>煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度）については、施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t / 日から 120 t / 日）ものの、施設規模の縮小に伴い施設全体の排ガス量は減少することとなり、施設排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p> <p>さらにごみ質の変更に伴い熱量が低くなることから、熱量と概ね比例するとされている排ガス量についても小さいものとなり、上記で述べた影響がより低減されるものと考えます。</p> <p>最大着地濃度出現距離については、1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量の増加により排出熱量が増加することから、有効煙突高が大きくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地からやや遠ざかる（30m程度））。いっぽうで、ごみ質の変更に伴う排出熱量の低下により有効煙突高が小さくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや小さくなる（計画地にやや近づく（10m未満程度））ものと考えられ、最大着地濃度出現距離は若干大きくなるものの概ね同等と考えられます。</p> <p>なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3 方式すべてのケースで予測評価を行っています。</p> <p>以上のことから、煙突排ガスによる最大着地濃度出現地点における臭気指数は、提出済み評価書において予測を行ったすべてのケースで 10 未満になると考えられ、提出済み評価書内容と比較して同等程度またはそれ以下になると想定されます。</p>	△
	施設からの臭気の漏洩	<p>施設規模を 270 t / 日から 240 t / 日に変更したことにより処理能力が縮小するため、類似事例の悪臭測定結果の対象とした米子市クリーンセンターの処理能力（270 t / 日）と比較して敷地境界における施設からの臭気の漏洩は小さいものとなります。また、本事業では、炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い貯留量が多くなることからピット容量についてもやや大きくなるとともに、処理対象物の変更があるものの、施設からの悪臭防止対策として、ごみピット内の空気を燃焼用空気として強制的に吸引し、ごみピット内を常に負圧に保ち、臭気が漏れないようにし、炉内では高温で熱分解し、脱臭するとともに、ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく計画としているほか、プラットホーム内の出入口にはエアカーテン及び自動扉を設置し、臭気の流出を防止するとともに、プラットホームは定期的に清掃し、悪臭の発生を防止するなどの悪臭防止対策の内容に変更はないことから、施設からの漏洩による悪臭の影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(4) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
水質・底質 ・地下水	工事の実施	造成工事	<p>施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が提出済み評価書内容と比較して変更となるものの、切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はなく、十分な貯留容量を有する沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する計画であるほか、水生生物への影響を回避するため、凝集剤等は極力使用しないなどの濁水防止対策内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、造成工事による公共用水域への濁水の影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—
	施設の供用	施設の稼働	<p>施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から 120 t/日）ものの、施設規模の縮小に伴い、施設全体の排水量等は減少する見込みとなります。</p> <p>処理方式、ごみ質に伴う排水量及び水質の変化はほとんど無く、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う汚水の発生及び雨水の放流による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
地形・地質	工事の実施	造成工事	<p>施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が提出済み評価書内容と比較して変更となるものの、切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はなく、現状の地形を生かした最小限の切土量とするよう配慮するなどの保全措置の内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、土地造成工事の実施による地質への改変程度は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(5) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
土壌	施設の 供用	施設の稼働	<p>煙突排ガスによる濃度（最大着地濃度及び周辺付加濃度）については、施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から 120 t/日）ものの、施設規模の縮小に伴い施設全体の排ガス量は減少することとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3 方式のうち排ガス量が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより施設排ガスによる環境影響は提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になると想定されます。</p> <p>さらにごみ質の変更に伴い熱量が低くなることから、熱量と概ね比例するとされている排ガス量についても小さいものとなり、上記で述べた影響がより低減されるものと考えます。</p> <p>最大着地濃度出現距離については、1 炉あたりの処理能力変更に伴う排ガス量の増加により排出熱量が増加することから、有効煙突高が大きくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや大きくなります（計画地からやや遠ざかる（30m程度））。いっぽうで、ごみ質の変更に伴う排出熱量の低下により有効煙突高が小さくなるため、提出済み評価書内容と比較してやや小さくなる（計画地にやや近づく（10m未満程度））ものと考えられ、最大着地濃度出現距離は若干大きくなるものの概ね同等と考えられます。</p> <p>これら両方の側面を考慮した場合、最大着地濃度出現距離は概ね同等になるものと見込まれます。</p> <p>以上のことから、最大着地濃度の出現距離は若干大きくなるものの、最大着地濃度は小さくなることから、煙突排ガスによる土壌中ダイオキシン類に係る影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p> <p>なお、提出済み評価書では煙突排ガスの影響が処理方式により異なるため、3 方式すべてのケースで予測評価を行っています。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

- △：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。
- －：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(6) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
植物	工事の実施	造成工事	施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はなく、保全すべき対象について適切な代替地を設けて移植を行う等の環境保全措置についても変更はありません。 以上のことから、造成工事に伴う重要種等への影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。	—
動物	工事の実施	造成工事	施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、切土及び盛土の造成計画の内容に変更はなく、移植やビオトープ等を整備する等の環境保全措置についても変更はありません。 以上のことから、造成工事に伴う重要種等への影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。また、造成工事の濁水による影響についても、濁水防止対策の内容に変更がないことから、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。	—
		建設機械の稼働	炉数の変更（270 t で 3 炉体制から 240 t で 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力が 90 t / 日から 120 t / 日と大きくなるものの、施設規模が 270 t / 日から 240 t / 日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、これに伴い、全体の建設機械台数は減少すると見込まれます。 また、提出済み評価書では、3 方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。 以上のことから、建設機械稼働に伴う騒音振動が注目すべき種（ほ乳類、鳥類）の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(7) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
動物	施設の供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う騒音振動の影響については、炉数の変更（270 t で 3 炉体制から 240 t で 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力が 90 t/日から 120 t/日と大きくなるものの、施設規模が 270 t/日から 240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3 方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶解方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶解方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う騒音振動が注目すべき種（ほ乳類、鳥類）の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p> <p>施設の稼働に伴う汚水の影響については、炉数の変更に伴い、提出済み評価書で 3 炉同時稼働を前提とした排水量は減少する見込みとなるほか、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う汚水が注目すべき両生類の生息状況に与える影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
水生生物	工事の実施	造成工事	<p>造成工事に伴う影響については、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、切土及び盛土の造成計画の内容に変更はなく、ため池の生物について本事業の施工時に確認された場合付近のため池に移殖を行う等の環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>以上のことから、造成工事に伴う注目すべき種の生息環境への影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p> <p>造成工事の濁水の発生による影響についても、切土及び盛土の造成工事計画の内容に変更はなく、十分な貯留容量を有する沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に排水路を経て公共用水域に放流する計画であるほか、水生生物への影響を回避するため、凝集剤等は極力使用しないなどの濁水防止対策内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、造成工事の濁水による注目すべき種に係る生息状況の変化は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1 (8) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
水生生物	施設の供用	施設の稼働	<p>施設の稼働に伴う汚水の影響については、施設規模の変更及び炉数の変更（処理能力 270 t の 3 炉体制から処理能力 240 t の 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力は大きくなる（90 t/日から 120 t/日）ものの、施設規模が減少することから、施設全体の排水量等は減少する見込みとなります。</p> <p>処理方式、ごみ質に伴う排水量及び水質の変化はほとんど無く、計画施設からのごみピット汚水は炉内で高温酸化処理を行い、プラント系排水や洗車排水は場内で再利用することを基本とし、余剰水については、集落排水処理施設の受入基準を厳守のうえ、除害施設により必要な処理を行ったうえで生活系排水と合流させ、蔵田馬場集落排水処理施設に放流するなどの水質汚濁防止対策の内容に変更はありません。</p> <p>以上のことから、汚水の発生に伴う注目すべき種に係る生息状況の変化は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
生態系	工事の実施	造成工事	<p>造成工事に伴う影響については、施設の基本仕様である処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、直接的に改変される範囲に変更はなく、対象事業実施区域内に新たに緑地を設け周辺の自然環境に配慮する等の環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>以上のことから、造成工事に伴う地域を特徴づける生態系の変化は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—
	施設の供用	施設の存在	<p>生息地の分断・移動経路の変化に及ぼす影響については、施設の基本仕様において、処理対象物、施設規模、炉数、計画ごみ質及び処理方式が変更となるものの、土地利用計画や緑化計画に変更はなく、生物の移動経路を確保するため、対象事業実施区域南側の敷地境界付近に低木による植栽を行い、分断される樹林への移動経路を確保するといった環境保全措置の内容についても変更はありません。</p> <p>以上のことから、施設の存在・供用による生息地の分断・移動経路の変化に及ぼす影響は、提出済み評価書内容と比較して変化しないものとなります。</p>	—
景観	施設の供用	施設の存在	<p>炉数の変更（270 t で 3 炉体制から 240 t で 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力が 90 t/日から 120 t/日と大きくなるものの、施設規模が 270 t/日から 240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>また、提出済み評価書では、3 方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶融方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶融方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、建築物・工作物等の出現による主要な眺望景観の改変の程度は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1 (9) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
触れ合い活動の場	工事の実施	資材運搬車両等の走行	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなることから、全体の資材運搬車両等台数のほか、予測時期とした建築・設備工事時期のピーク日における資材運搬車両等台数も概ね減少すると考えられます。</p> <p>また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶解方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶解方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなります。</p> <p>以上のことから、資材運搬車両等の走行に伴う触れ合い活動の場に係る影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	廃棄物運搬車両等の走行	<p>計画ごみ質の変更に伴いプラスチックの割合が減少するほか、施設規模を270 t/日から240 t/日に変更したことにより処理能力が減少するものの、現在稼働している圏域内の4施設に係る可燃物処理実績をベースに搬出入車両等台数を算定していることから、廃棄物運搬車両等台数に増減はないものと想定されます。</p> <p>以上のことから、提出済み評価書内容と比較して廃棄物運搬車両走行に伴う触れ合い活動の場に係る影響の変化はないものとなります。</p>	—
廃棄物等	工事の実施	廃棄物の発生	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなります。</p> <p>これに伴い、延床面積も減少するため、廃棄物発生量も減少すると見込まれます。また、廃棄物の再生利用及び処理・処分方法に変更はないほか、可能な限り再資源化するなどの環境保全措置の内容に変更はありません。</p> <p>また、提出済み評価書では、3方式のうち建物規模が最大となる「ストーカ+灰溶解方式」で予測評価を行いました。が、「ストーカ+灰溶解方式」が処理方式選考の対象外となったことにより建物規模が小さくなることから、建設工事に伴う廃棄物の発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△
	施設の供用	施設の稼働	<p>炉数の変更（270 tで3炉体制から240 tで2炉体制）に伴い、1炉あたりの処理能力が90 t/日から120 t/日と大きくなるものの、施設規模が270 t/日から240 t/日になることにより処理能力が縮小するため、施設全体ボリュームについても小さいものとなり、施設から発生する廃棄物発生量についても減少するものとなります。</p> <p>また、本計画では、基本的に可燃ごみ処理後に発生する残渣は、再利用または埋立処分する計画であり、これら環境保全措置の内容に変更はありません。</p> <p>なお、提出済み評価書では廃棄物の種類及び発生量が処理方式により異なるため、3方式すべてのケースで予測評価を行っています。</p> <p>以上のことから、廃棄物発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応”欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

—：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

表 21-1(10) 計画の一部変更による環境影響の変化の見込みとその対応

環境要素	影響要因		計画の変更による環境影響の変化の見込み	対応 ^{注)}
温室効果ガス等	施設の供用	施設の稼働	<p>ごみ質変更に伴いプラスチックの割合が減少することにより発熱量が低くなるほか、炉数の変更（270 t で 3 炉体制から 240 t で 2 炉体制）に伴い、1 炉あたりの処理能力が 90 t/日 から 120 t/日 と大きくなるものの、施設規模が 270 t/日 から 240 t/日 になることにより計画施設から排出される温室効果ガスの二酸化炭素換算量は提出済み評価書内容と比較して年間あたり数千トン減少すると考えられるいっぽうで、発電により削減（余剰電力の売電）できる二酸化炭素量については数百トン程度減少すると見込まれます。</p> <p>処理方式の違いによる温室効果ガス排出量（ごみ焼却処理量及びプラスチック量）の変化はほとんどなく、施設の設備機器は省エネルギー型の採用に努めるなどの環境保全措置の内容について変更はありません。</p> <p>また、売電量（温室効果ガス削減量）が最も小さい「ガス化熔融方式」で予測評価を行っています。</p> <p>以上のことから、温室効果ガス発生による影響は、提出済み評価書内容と比較して同等またはそれ以下になるものと想定されます。</p>	△

注) “対応” 欄の記載内容は、次のとおりである。

△：計画の一部変更により環境影響が提出済み評価書の内容と同等もしくはそれ以下になると見込まれる項目。

－：計画の一部変更により環境影響の変化がないと見込まれる項目。

2 検討委員会の第3次報告書に係るパブリックコメントにおいて、述べられた意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を明らかにすること。

事業者の見解

可燃物処理施設整備検討委員会の第3次報告書に係るパブリックコメントにおいて、述べられた意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1 可燃物処理施設整備検討委員会「第3次報告書」の内容に関する意見

番号	第3次報告書の内容に関する意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
1	<p>第3次報告書の「2、施設の基本仕様について」の(5)処理方式では、詳細な比較検討の対象となる処理方式として、ストーカ方式、シャフト式ガス化溶融方式及び流動床式ガス化溶融方式が適当であると結論付けられています。そのうちのストーカ方式は、鳥取県東部圏域で稼働中の4施設すべてで採用されている方式であり、新旧の施設でなされた処理方式の選択のすべてがストーカ方式で一致していることから、ストーカ方式は時間の経過の上からも信頼性の高い技術であると言えます。</p> <p>併せて、現在、稼働している4つのごみ処理施設は15年から20年に及ぶ実績を積み重ねて来ています。鳥取県東部広域行政管理組合では、それに関わった職員にストーカ方式の特性や技術的知見等の運転に関するノウハウが蓄積されているはずで、そのことが安全と安心を確保するための大きな支えとなっていると考えられます。</p> <p>シャフト式ガス化溶融方式や流動床式ガス化溶融方式も信頼性が確立された設備だとは思いますが、これらの方式を採用すると、関係する職員は新しい技術と機械操作に習熟するところから出発することになります。日々の稼働や訓練によって機械操作や臨機の措置等に関する習熟度が高まるまでは、現在よりもヒューマンエラー(人為的過誤や失敗)発生の危険が高まることは避けられません。</p> <p>以上のことから、私はストーカ方式を採用することが妥当と考えます。</p>	<p>現在検討中の2方式3種類(ストーカ方式とガス化溶融方式の2方式。ただし、ガス化溶融方式については、シャフト式ガス化溶融炉と流動床式ガス化溶融炉2種類ある。)については、全国的に見てもどの方式も採用され、適切に運転・管理されていることから問題ないものと考えており、今後、本組合の可燃物処理施設整備検討委員会で慎重に検討していきます。</p>
2	<p>ストーカ方式やシャフト式ガス化溶融方式、また、流動床式ガス化溶融方式では、それぞれ排出される焼却残渣が異なるが、どのように処理、または資源化されるのか。</p>	<p>本計画では、基本的に可燃ごみ処理後に発生する残渣は、再利用または埋立処分することとしています。</p> <p>ストーカ方式では焼却灰及び飛灰が排出されますが、これらは、埋立処分、セメント原料化としての再利用及び山元還元することとして検討を進める計画です。</p> <p>ガス化溶融方式の2種類(シャフト式ガス化溶融炉と流動床式ガス化溶融炉)ではメタル、スラグ、飛灰が排出されますが、これらは、埋立処分、路盤材原料やセメント原料等としての再利用及び山元還元することとして検討を進める計画です。</p>
3	<p>処理方式について、「ストーカ方式、シャフト式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式を調査し、その結果を処理方式等の選考評価に際しての参考として利用」とあるが、調査項目には、過去のトラブル内容、また、その防止策(対策事項)も含めた内容記述となっているのか。</p>	<p>調査項目については、多岐に渡り行います。ご指摘の点については考慮していきたいと考えています。</p>

番号	第3次報告書の内容に関する意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
4	<p>ごみ焼却施設(高効率発電施設)において、トラブルや事故等が発生していると聞いている。</p> <p>最近では、姫路市のごみ焼却施設(高効率発電施設)が試運転に爆発事故を起こしている。また、一定以上の熱効率を確保している専用の火力発電施設でさえも事故が起こっており、不安を感じる。</p>	<p>ご指摘のあった姫路市の「ガス爆発」事故例は、施設稼働中及び施設の設備が原因ではなく、隣接の関連施設は埋立地に建設中だったため、その地下(地中)に溜まっていたメタンガスが原因で発生したものです。焼却施設の運転に関連したものではありません。</p> <p>なお、現在、本組合が計画中の可燃物処理施設につきましては、地質調査、ボーリング調査等を実施した結果、地下にガスが溜まっている状況は確認されていません。</p>
5	<p>分別収集について、「分別形態は現状を基本とする。ただし、汚れたプラスチックごみについては、住民負担及び水環境への負荷軽減等から…」とあるが、どの程度の住民負担があり、水環境への負荷があるのか。</p> <p>分別形態を基本とするのであれば、汚れたプラスチックの取扱に関する文書は削除した方が分かりやすいのでは。</p>	<p>ごみの分別形態は現状を基本としており、プラスチックの分別収集を変更することは考えていません。</p> <p>現在、汚れたプラスチックごみについては、洗ってきれいにして排出していただくよう本組合の構成市町が住民皆様をお願いしています。</p> <p>しかしながら、構成市町に対し、住民の方々から、水洗いしてもきれいにならないプラスチックごみの出し方についての相談を受けている状況もあります。併せて、汚れたプラスチックゴミが多く含まれている場合は、収集されず取り残され、各ステーションの当番の人が持ち帰り、洗って出しておられる現状もあります。</p> <p>また、汚れのひどいプラスチックを洗うため、洗剤を使い、洗い流すためには多くの水を使います。このことで、排水先の河川の汚濁や下水道施設への負荷が大きくなるという意見も委員から出されました。</p> <p>このような現状を踏まえ、第3次報告書においては、洗っても落ちない汚れたプラスチックごみについては可燃ごみとして排出し、焼却発電のエネルギーとして利用することが適当であるとの検討結果が出されたものです。</p> <p>次に、容器包装リサイクル協会の品質基準では、異物等(食品残渣等)が付着して汚れたプラスチック製容器包装が混入していないこととなっています。(食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ、土砂や雫が垂れている汚れた物が混入していないこと)</p> <p>併せて、運用指針では、「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。</p> <p>以上のような事象を総合的に考慮し、汚れたプラスチックの取り扱いについての検討結果とされたものです。</p> <p>また、現在プラスチックの選別梱包している施設は、市内の工業団地内にあり、汚れたプラスチックの搬入は、悪臭、害虫の発生、施設内の衛生、作業環境等の悪化につながることも考えられます。</p> <p>なお、本組合としましては、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの具体的な取り扱いについて、今後、構成市町と十分協議を重ねていきたいと考えています。</p>

番号	第3次報告書の内容に関する意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
6	<p>「ゴミを安定的に処理できる施設」ということは、搬入されるゴミを減らしてはならないということになります。各町が実施しているゴミ減量策で減量すれば、どこから持ち込むか、分別したリサイクル品を可燃にするなど、環境への裏切りが起こることが懸念されます。</p>	<p>「ゴミを安定的に処理できる施設」とは、「災害時にも強く、また、排出されたごみを将来にわたって安全かつ安定的に処理する能力、機能が確保される施設とする。」ことです。したがって「搬入されるゴミを減らしてはならない」、「ごみが減ったらどこから持ち込む」、「分別したリサイクル品を焼却する」ということではありません。</p> <p>なお、ごみの減量化につきましても、各市町で進められており、東部圏域の可燃物につきましては平成18年度より平成24年度の間で 9,745t(約22%)の減量化が進んでいますし、今後も各市町において減量化が進められると考えます。</p>
7	<p>処理方式ですが、環境影響評価では「各方式のもっとも影響が大きいもので評価して問題無かった」との事ですが、最も環境影響が少ない処理方式で行う方式のほうが良いのではないのでしょうか。ストーカ炉が一番、他地域でも使用されていますが、なぜ燃料を余計に使用し、より高温で処理するガス化溶解方式を検討されておられるのでしょうか。</p>	<p>環境影響評価は、現況の環境に対し可燃物処理施設を稼働することによってどの程度影響があるかを予測評価するものであるため、予測評価にあたっては、検討を行っている各方式の内、環境に対して最も影響が大きくなる方式で行ったものです。</p> <p>なお、環境への影響を検証するため、大気等定量的に数値が表せる内容につきましては、処理方式ごとに予測評価を実施しています。</p> <p>また、検討の対象となった2方式3種類の処理方式については、全国的に見てもどの方式も採用されており、適切に運転・管理されていることから問題ないものと考え、検討の対象としたものです。</p>
8	<p>わずか3週間に満たない短期間のパブリックコメントだけで方針を決定するようと思われる。こんな拙速やり方とはとってもらいたくない。</p>	<p>このたびのパブリックコメントは、鳥取市の「市民政策コメント実施要綱」等を参考に20日間実施したものです。</p> <p>今後、住民皆様への説明・周知については、構成市町の担当課と連携を図って行いたいと考えています。</p>
9	<p>施設規模の前提となるごみ排出量は、平成24年度までの実績をもとにした将来推計であって、東部広域を構成する1市4町の積極的な減量計画に基づくものではないのではないかと。ちなみに、日量30トン減の規模縮のうちの18トンは災害ごみの見直しであり、残り12トンは人口減少による推計となっている。</p>	<p>この第3次報告書における施設規模は、平成24年度までのごみの排出量をもとに、東部広域の構成市町が行っているごみの減量化対策やごみの将来推計、将来人口予測等を加味し、さらに災害ごみの適正な処理量等を勘案し、設定されているものであり、適切であると考えています。</p>
10	<p>事業系ごみを引き続き焼却対象としているが、報告書では収集する事業系ごみだけで焼却対象の33%をしめている。他都市では、事業系ごみは事業者の責任で処理してもらおうという方針で臨んでいる自治体もある。事業系ごみが除かれるだけで施設規模が160トンにできる。組合で事業系ごみの対応を見直すべきだと思う。</p>	<p>事業系可燃ごみは、一般家庭から排出される可燃ごみと同じ一般廃棄物の扱いとなるもので、市町村において処理することが法律で義務づけられています。</p> <p>したがって、現在、鳥取市が管理している各焼却施設においても事業系可燃ごみは処理されており、新しい可燃物処理施設でも引き続き焼却対象としているものです。</p> <p>なお、事業系ごみの減量化対策については、各構成市町がそれぞれの実状に合わせて行っていますので、本組合も構成市町と連携を図り、減量化に協力していきたいと考えています。</p>
11	<p>汚れたプラスチックは可燃物とし、焼却発電エネルギーとして活用することが望ましいとあるが、これまでの分別の努力が無駄にならないか。</p>	<p>ごみの分別形態は現状を基本としており、プラスチックの分別収集を変更することは考えていません。これまで通りの分別にご協力をお願いします。</p> <p>なお、本組合としては、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの具体的な取り扱いについて、今後、構成市町と十分協議を重ねていきたいと考えています。</p>

番号	第3次報告書の内容に関する意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
12	270t/日(90トン炉3基)の計画から240t/日になったが、炉は120トン炉を2基と炉の規模は大きくなっている。国が推進している高効率ごみ発電の対象としては規模の大きい炉の方が、現在の技術では発電に適していることから、2炉にしたと考えられるが、炉が大きくなれば燃やすごみを減らすことが出来なくなるのではないのか。	炉数につきましては、新たな施設規模、経済性、熱効率及び他都市の事例等を踏まえ総合的に検討し、2炉構成が望ましいとされたものです。 なお、搬入された可燃ごみは、一旦、ごみピットに貯留されますが、ごみピットの容量は7～10日分程度を計画しており、一定量を焼却していきますので1日当りの焼却量が大きく変動することはなく、ごみ減量化に逆行するものではありません。
13	公設民営(建設・運営一括発注方式)が望ましいとしているが、一企業に任せるということは、行政の施策が反映できなくなる恐れがあり、不安がある。	事業実施にあたっては、公設公営方式、公設民営方式、PFI方式等があります。このたびの委員会において、この3方式について検討した結果、経済性及び競争性の確保等の観点から、公設民営方式(建設・運営一括発注)が望ましいと判断されたものです。 なお、施設の建設及び所有権、施設の運営の最終責任は本組合が担いますので、今後、維持管理等運営に対する監視体制等について検討し、安全性や適切な管理運営を確保していきます。
14	ごみ焼却施設から排出される排ガスには有害物質は含まれていないのか。また、その有害物質が雨で地中や水中に溶け込まないのか。	新施設では、ごみを燃やして発生する排ガスに対し、最新の排ガス処理設備を設置して、法令で定める基準よりもさらに厳しい目標値を設定して周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画しています。 また、環境影響評価では、現在検討中の処理方式ごとに最も影響が大きい各条件を基に予測評価を行いました。その結果からも、施設による大気質への影響は極めて小さいことを確認しています。 なお、排ガスに含まれている極微量の物質が雨に溶け込んで地中に浸透していくことも考えられますが、極微量であるため自然界への影響はほとんど無いものと考えます。 施設稼働後も環境の状況を把握するため、施設周辺の土壌及び地下水等の調査を定期的に実施し、その結果を住民の皆様様に報告いたします。
15	他都市で災害等が発生した場合、その瓦礫等は受け入れるのか。また、福島や東北の瓦礫については受け入れるのか。	他都市で災害等が発生した際に、新施設でのごみ処理の依頼があった場合は、必ず地元住民の皆さまに協議することとし、理解が得られた場合に受け入れが出来るものと考えます。 なお、鳥取市が管理している各焼却施設では福島や東北の瓦礫は受け入れていません。
16	組合が考えている焼却熱を利用した発電の発想は、現在の消費電力を賄うためにはもっともつとごみを増やして、さらには熱効率のよいプラスチック類を増やして発電量を上げることに繋がり、そのことにより、焼却炉の巨大化へつながると思います。	プラスチック類の分別を変更するものではないので、基本的に焼却対象物としてプラスチック類が増えることはありません。 可燃物処理施設での発電につきましては、排出されたごみの持つエネルギーを効率的に有効利用するものですので、発電量を多くするために、ごみを増やしたりするものではありません。 また、現在の計画している施設規模も270t/日から240t/日に縮小して計画しており、巨大化へ繋がるものではありません。

2 可燃物処理施設整備検討委員会「第3次報告書」の内容以外の主な意見

番号	第3次報告書の内容以外の主な意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
1	可燃物処理施設は本当に必要なのか。代わりにリサイクル施設で対応できないのか。	<p>ごみ処理の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。</p> <p>ごみをリサイクルすることは重要であります。すべてのごみがリサイクル出来ないため、各自治体は実情に応じて、可燃物処理施設、不燃物処理施設等を建設しているものです。</p>
2	クリーンセンターやずがあった場所の周辺には可燃物処理施設は建設しないとの約束があったにも関わらず、新しい処理施設を建設することは許されることではない。	<p>八頭環境施設組合と地元7集落が「クリーンセンターやず」に関する協定を締結されており、条文の中に「次期施設は本施設及びその周辺には設置しないものとする」という項目があることは承知しています。</p> <p>新可燃物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、東部圏域全体の処理を考え、収集運搬効率、経済性、環境保全等の観点から総合的に検討し、現在の候補地を新たにお問い合わせしているものです。</p> <p>なお、現在、協定書中の「次期施設は本施設及びその周辺には設置しないものとする」の解釈につきましては、裁判で係争中であります。</p>
3	大型施設を1ヶ所につくるのではなく、災害や事故等のリスクを分散するために中規模の施設を2～3ヶ所つくるべきではないのか。	<p>ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生を防止するため、国では平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定しました。そのガイドラインでは、小型焼却炉を一定規模以上の全連続炉に集約することにより、燃焼を安定させ、ダイオキシン類の発生を防止するとともに、併せてバグフィルタ等の高度な排ガス処理設備等を設置することとされています。併せて、全連続炉から発生する熱エネルギーを有効に活用し、発電等を行うこととしています。</p> <p>本組合では国や県の方針を踏まえるとともに、東部圏域の状況等を総合的に検討し、可燃物処理施設は東部圏域に1施設としたものです。</p> <p>なお、施設の設計にあたっては、耐震性等を考慮した災害に強い施設とする方針です。</p>
4	ごみ問題は、住民生活に関係する問題なのできちんと住民説明会を行った後でパブリックコメントをすべきではないか。	<p>施設整備に関しましては、まず、建設を計画している地元の皆様にご理解をいただくことが必要であり、本件についても地権者集落の皆様説明を行った後にパブリックコメントを実施したものです。</p> <p>今後、構成市町と連携を図り、住民の皆様へ周知したいと考えており、必要に応じて説明会の開催も行ってまいります。</p>
5	新しい可燃物処理施設が出来れば、河原インター線をごみ収集車が通行することになる。それにより交通量が増し、危険が増大する。	<p>ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線などの主要幹線道路の走行を基本とします。</p> <p>なお、収集車の通行に伴う増加率は1割未満と想定していますが、収集車両の走行につきましては、法令厳守はもちろんのこと、登下校の時間帯、歩行者等に十分注意するよう、強く、構成市町村及び収集運搬の責任者に申し入れします。</p>

番号	第3次報告書の内容以外の主な意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
6	行政は安全だと言うが、ダイオキシンの全てが紫外線では分解されない。	<p>環境影響評価では、建設予定地周辺の7地点でダイオキシン類の現状調査を実施しています。ダイオキシン類については、処理方式の中で、排ガスによる影響が最大となる値を基に予測評価を行いました。</p> <p>その結果から、大気中のダイオキシン類の各調査地点の濃度は、年平均値で0.0058～0.0091pg/TEQ/m³です。この値は、環境基準の0.6 pg-TEQ/m³以下であり、鳥取県ダイオキシン類常時監視結果報告書の各測定地点のダイオキシン類濃度の年間平均値(0.012～0.014pg-TEQ/m³)からみても、安全であると考えています。</p> <p>また、ダイオキシン類については野焼き等でも発生することから自然界に存在していますが、一般的に紫外線により約7年で分解するとされています。</p>
7	絶滅危惧種の生息する地は建設予定地からはずすべきではないのか。	<p>ご指摘のとおり建設予定地内の一部において絶滅危惧種が確認されていますが、これについては移殖等の保全措置を講じる計画であり、具体的内容については専門家等に指導助言を頂きながら進めていきます。</p> <p>また、保全措置の実施状況やその後のモニタリングの結果等につきましては、鳥取県に報告すると共に、本組合ホームページ等で住民の方々へ情報公開いたします。</p>
8	地元だけではなく周辺集落にも説明に来てほしい。	<p>可燃物処理施設に関する説明会につきましては、まず、施設建設についてご理解をいただくため、地元地権者集落を中心に行っています。その他の周辺集落等の説明会についても開催を検討していきます。</p>
9	事故防止マニュアルを作成し、住民に提示すべきではないのか。	<p>事故防止対策のマニュアルについては、処理方式が決定し、具体的な施設計画を検討する時点で専門家の意見も踏まえ、施設に沿った計画を作成し、周辺住民の皆さまへ周知したいと考えています。</p>
10	地権者集落で説明した地域振興策等について、再度、説明してほしい。	<p>地権者集落説明会における地域振興策等につきましては、現在、地権者集落の皆様と集落別に協議を行っております。内容につきましては、各集落の個別案件や地域の振興策もあり、今後も話し合いの場を設けてご説明・協議していきたいと考えています。</p>
11	施設を建設することに話が集中しているが、どのようにごみ減量化に取り組むのかについて、住民との話し合いが必要ではないか。	<p>ごみの減量化につきましては、基本的に市町村が行うものであり、構成市町が実状に応じて積極的に取り組んでおられます。本組合も構成市町と連携してごみの減量化に協力していきたいと考えています。</p>
12	処理方式について、環境影響評価と施設整備検討委員会の第3次報告書とでは内容が変更されている。もう一度、処理方式が決定された後に環境影響評価を実施することと併せて準備書に対する住民の疑問点に真剣に回答する必要がある。	<p>環境影響評価書につきましては、現況調査を実施し、メーカーアンケートにより検討中の処理方式毎に最大の影響がある方式で予測評価を実施していますので、第3次報告書での内容変更による環境への影響は、環境影響評価の結果より同等若しくは小さくなります。</p> <p>また、処理方式の決定後は、評価書内容との比較検証を行い、本組合が専門家による委員会を新たに設置し、その内容について検証した後、報告書としてとりまとめ鳥取県に提出して、再度検証していただく計画としています。</p>

番号	第3次報告書の内容以外の主な意見の概要	左記意見に対する事業者の見解
12	(21-19 ページの意見の概要をご覧ください。)	<p>なお、この内容につきましては、本組合ホームページに公開する等積極的に情報公開に努めます。</p> <p>準備書に対する住民からの意見及び事業者の見解につきましては、真摯に回答させて頂いており、内容につきましても鳥取県環境影響審査会で確認いただいたものを本組合ホームページで公表しております。</p>
13	<p>現在、建設を予定している場所は市の中心地から離れており、収集コスト等を考えれば市の中心地が適地と考えるがどうか。</p>	<p>可燃物処理施設の建設候補地については、平成12年当時、東部圏域内の各市町村から提案された40箇所の候補地を基に、平成18年に地理的条件や収集運搬効率、土地の形状等東部圏域全体を捉え、総合的に検討し、選定したものです。</p>
14	<p>地下水、空気の汚染など環境悪化に心配があります。</p> <p>可燃物処理施設が出来れば、長い年月の間に自然災害も含め汚染される事も考えられます。空気の滞留を懸念しており、可燃物処理施設への収集車の排気ガス等でこれ以上の環境悪化に繋がるのではないかと不安がある。</p>	<p>現在計画中の可燃物処理施設より発生する排ガスについては、最新の排ガス処理設備を設置し、法令で定める基準よりもさらに厳しい計画目標値を設定して周辺環境に対する影響を最小限に抑えられる施設となるよう計画しています。そのため、排ガスに含まれている極微量の物質による自然界への影響は少ないと考えますが、環境への影響を確認するため、施設周辺の土壌及び地下水等の調査を定期的に行い、その結果を住民の皆様へ報告いたします。</p> <p>また、ごみ収集車両については、運行管理により車両の集中を回避するとともに、構成市町においては、ハイブリッド車の導入も検討されており、安全運転の徹底等と併せて、極力排ガスの発生を抑えるよう努力いたします。</p>
15	<p>近年、起きている想定外の災害(局地豪雨等)に対し、どのように対応するのか。</p>	<p>災害発生時は、住民の安全を最優先に考え、可燃物処理施設には、緊急避難場所としての機能も備えることとしています。</p> <p>なお、事業区域に計画している2つの調整池は30年確率降雨強度で計画しており、現在の溜池より安全性が高いものであるため、施設の設置後は災害リスクが低減されると考えます。</p>
16	<p>すす病の原因となる害虫がなぜ発生したのか教えていただきたい。</p>	<p>文献によると、すす病は、アブラムシやコナジラミなど植物の汁を吸う害虫の排泄物を栄養として菌が繁殖すると記述されています。</p> <p>その原因となるアブラムシやコナジラミですが、いずれも日本に広く生息しており、飛来もしくは風に乗ってくるものと想定されています。</p>
17	<p>他のごみとプラスチックごみが混ざって重金属の問題が発生すると聞いたが、本当か。</p>	<p>現在計画している可燃物処理施設は、不燃ごみ資源化の過程で排出される軽量残渣(主にプラスチック類)等を焼却対象とすることを計画しています。</p> <p>プラスチック製品においては、必要に応じて塗料や添加剤等が使用されており、焼却することで重金属類が排ガスに含まれることも考えられますが、新可燃物処理施設においては、プラスチック類が混入しても環境保全が確保できるよう、バグフィルタ等の最新の排ガス設備を設置する計画としており、排ガスに重金属類が含まれている場合でも概ね除去され、環境への影響は軽微であると考えます。</p>

第22章 再補正された評価書に対して追加補正した事項

第22章 再補正された評価書に対して追加補正した事項

環境影響評価審査会における意見内容、県知事意見の内容等を総合的に検討のうえ、再補正された評価書に対して追加補正した事項は次のとおりです。

表 22-1(1) 再補正された評価書に対して追加補正した事項

項目	評価書の変更点	再補正された評価書の再々補正理由等	評価書、評価書要約書及び資料編に記載のページ
目次	—	「第21章 再補正した評価書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解」及び「第22章 再補正された評価書に対して追加補正した事項」を追記しました。	評価書目次 要約書目次
環境影響評価書の全体構成について	—	「第21章 再補正した評価書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解」及び「第22章 再補正された評価書に対して追加補正した事項」を追記しました。	—
第2章 事業の目的及び内容 2-2 事業の内容	2-2-3 対象事業の規模	「4. ごみ処理方式の選定について」において評価書を再補正した時点から時点更新を行いました。	評価書 2-6 頁 要約書 6 頁
	2-2-5 対象事業の内容	「図 2-2.8 ガス化溶解方式のフロー例」に誤植があったことから図面の修正を行いました。	評価書 2-15 頁 要約書 15 頁
第7章 調査・予測・評価の手法及び結果 7-3 土壌環境・その他の環境	7-3-1 地形・地質	調査結果のうち、対象地域一帯における地質の状況において、河原火砕岩層に係る記述を誤解のないように修正しました。	評価書 7-194 頁 要約書 139 頁
第14章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解	—	見解欄に記載の参照頁について、評価書本編の頁番号が記載されている箇所があったことから、要約書の頁番号に修正しました。	要約書 342 頁、352 頁、 353 頁、360 頁、365 頁